



植地第74号  
平成19年4月27日

国土交通省道路局長 様

植木町長 藤井 修



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼がありましたこのことについて、別紙  
のとおり提出します。

## 別紙

### 道路整備の中期的な計画の作成にあたっての意見

近年、アジアの経済発展著しく、今後益々東アジア圏の競争激化が予想されます。それに最も影響を受ける九州の活性化のためには、人的・物的交流を促進する交通インフラの整備は極めて重要であり、その観点からの道路整備が求められます。

また、地方における交通手段は自動車に著しく依存しており、経済活動を支え、生活の安全確保（特に救急医療や災害対応など）のために、道路の整備は益々重要となっています。しかし、現状は、これまで交通量の多い都市部の道路整備が優先されてきた結果、地方部の整備は遅れており、地方の活力低下を招いています。限られた財源を地方都市近郊の渋滞緩和のためのバイパス整備に集中的に投資し、地方の活性化を進めて国土の均衡ある発展を目指すべきです。

そこで、本町の意見は次のとおりです。

- 1、道路特定財源は、まだ未整備道路が多く残る地方部を見据えて、早期に達成できるよう重点的に地方の道路整備に充てること。この際、第2東名や東京湾アクアラインのような巨大プロジェクト優先の整備から脱却し、経済発展、生活利便性の大きな阻害要因となっている地方の幹線国道の渋滞解消のためのバイパス整備を最優先すること。
- 2、既存の交通インフラの有効活用を早期に実現すること。
  - (1) 渋滞解消・緩和を目的に、通過交通分離促進のため国道に並行する高速道路の通行料の引き下げ・割引を行うこと。
  - (2) 高速道路の有効活用を進め、地域生活の充実、地域の活性化を図るため、建設・管理が低コストのスマートICの整備を促進すること。
- 3、アジア圏からの観光誘致を進めるための観光地へのアクセス向上や、恒常的な交通渋滞を解消し交通の安全を確保するため、立ち遅れている地方の道路網整備を積極的に推進すること。
- 4、生活者の住環境整備、歩行者の安全確保、災害時を考えた緊急車両等の通行確保のため、生活道の整備（ユニバーサルデザイン化含む。）を推進すること。
- 5、コスト縮減のため、既存道路及び道路建造物の長寿命化を図る適切な維持管理施策を支持すること。
- 6、道路整備事業の早期実現のため、埋蔵文化財調査の迅速化を促進すること。